

2026年（令和8年）2月13日

大阪府健康医療部生活衛生室食の
安全推進課監視指導グループ 御中

全大阪消費者団体連絡会
事務局長 立石 孝行



「令和8年度大阪府食品衛生監視指導計画（案）」に
対する府民意見等の募集について

■ 以下、各事項より10項目の意見をお願いいたします。

○第1 監視指導計画の基本的事項より

【意見1】P2

- ・「第1 監視指導計画の基本的事項」2 大阪府の食品衛生に係る基本方針（5つの柱）
（3）発生が懸念される健康被害への対策（汚染実態調査等）の記述項目から「ノロウイルス」を外さないこと

（理由）「病因物質別食中毒発生状況年計」P24の結果で、年々発生状況が増加しており、重点的に監視指導を実施する事項の食中毒発生防止対策の筆頭にあげられている原因物質であるので、基本方針の記述から外すのは適当でないと考えます。

【意見2】P5

- ・「第1 監視指導計画の基本事項（7）大阪健康安全基盤研究所について、府民への情報提供を追記すること

（理由）大阪健康安全基盤研究所は実施している調査研究や検査等について、ホームページ、ニュース、メールマガジン等で公表されているが、より多くの府民に周知されるよう、情報提供に取り組むことの明示を求める。

○第2 監視指導の実施に関する事項より

【意見3】P11 ※→「第3 事業者自らが実施する衛生管理に関する事項」含む P16

- ・HACCPに沿った衛生管理が適切に実施されるよう指導を強化するとともに、衛生管理計画等の策定状況及びその実施状況を定量的に把握、公表すること。

（理由）紅麹サブリ事件においては、HACCPに沿った衛生管理の実施について大阪版食の安全安心認証制度を受けていたが、実際には認証内容に即した衛生管理が実施されていなかったことが明らかになっている。HACCPに沿った衛生管理計画の作成と周知、手順書の作成とともに、そのPDCAサイクル運用を実際に実施することについて監視指導の強化を求める。加えて、それらの実施状況について定量的に把握し、公表することを求める。

【意見 4】 P12

- ・食品表示対策をより一層強化すること

(理由) 令和 6 年度大阪府食品衛生監視指導計画実施結果によれば、前年度より、違反件数が減少していることを評価する。食品表示は消費者選択に不可欠な情報であるとともに、制度変更が継続的に行われていることから、引き続き監視指導の強化を求める。

【意見 5】 P14

- ・検査実施計画において、予定検体数とともに検査予定数を示し、検査数を減らさないこと。

(理由) 令和 6 年度まで検査予定数が記載されていたが、令和 7 年度より予定検体数に変更されたことにより、検査予定数の推移が把握できないため、双方の記載を求める。また、昨年同数以上の検査を実施することを求める。

【意見 6】 P33

- ・検査実施計画において、予定検体数・検査予定数の輸入食品の内数を記載すること。

(理由) 輸入食品は増加傾向が続いており、消費者の不安が多い食品である。食品検査は国産・輸入の区別なく無作為に抽出するため輸入食品の内数を記載しないとのことだが、計画案 P12 では計画的に試験検査を行うとしており、適切な対象・数・比率で検査を実施することを示し、結果を担保するために内数記載を継続することを求める。

○第 4 リスクコミュニケーション等の実施に関する事項より

【意見 7】 P17

- ・双方向でのリスクコミュニケーションに務めること。

(理由) 「第 4 リスクコミュニケーション等の実施に関する事項」 2 消費者への情報共有等の (2) について、府民、消費者、事業者、行政がそれぞれ双方向で意見交換する場を増やすことを求める。

○第 5 食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上に関する事項より

【意見 8】 P19

- ・保健衛生部門全体を拡充すること。

(理由) 食品衛生に加え、感染症対策等も含め、府民の保健衛生を守ることは大阪府の重要な責務である。関係部署、保健所の強化、人員・予算の拡充を計画的に進めることを求める

○その他

【意見 9】 P20

- ・令和 7 年度の「別表 2 施設区分・立入予定回数」で立入予定回数「年 1 回以上」の施設すべてについて、令和 8 年度の立入予定回数も「年 1 回以上」を維持すること。また、対象施設について令和 7 年度のように詳しく記載すること。

(理由) 令和 8 年度案「別表 1 監視実施計画表」と令和 7 年度「別表 2 施設区分・立入予定回数」を比較すると、前々年度の食中毒原因施設・違反食品製造施設、学校給食関連施設、焼肉店・焼鳥店・鳥料理店（前々年度と前年度に未加熱又は加熱不十分な状態で喫食する食肉の提供を確認した施設（飲食店））、食鳥肉卸売店等について、立入予定回数が「年 1 回以上」から「3 年に 1 回以上」に変更され、監視が弱められているので、従来通り立入検査を維持することを求める。

【意見 10】

- ・食品中の PFAS 検査を本計画案の検査項目とすること。

(理由) 大阪では PFAS の高濃度汚染が確認され、食品安全への影響の有無が懸念されるところである。大阪府内産の農畜水産物、加工食品、PFAS（PFOS 及び PFOA）の成分規格が設定されたミネラルウォーター類について、PFAS 検査を実施することを求める。

以上